

**改正**

平成6年3月30日条例第9号

平成12年3月31日条例第78号

平成16年9月21日条例第44号

平成17年12月15日条例第86号

平成18年12月20日条例第67号

平成25年6月28日条例第55号

平成25年12月18日条例第60号

令和元年9月13日条例第76号

令和2年3月26日条例第22号

旭川市地区体育センター条例

(設置)

**第1条** 本市は、地域住民の心身の健全な発達、健康の増進並びに体育及びスポーツの普及振興を図り、住みよい地域社会を形成するため、地区体育センター（以下「体育センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 体育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旭川市東地区体育センター	旭川市豊岡2条5丁目

(開館時間及び休館日)

**第2条の2** 体育センターの開館時間及び休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるとき、又は第2条の4第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であって、あらかじめ市長の承認を受けたときは、開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日 12月30日から翌年の1月4日まで

(使用期間の制限)

**第2条の3** 2人以上の者が体育センターの各施設を独占的に使用する場合（以下「専用使用」という。）において当該施設を引き続き使用できる期間は、3日以内とする。ただし、次条第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

**第2条の4** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に体育センターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。

- （1） 体育センターの使用の承認等に関すること。
- （2） 体育センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- （3） その他市長が定める業務

（公募によらない指定管理者の指定）

**第2条の5** 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年旭川市条例第29号。以下「指定条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、公募することなく、特定のを指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により特定のを指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定のものに対し、指定条例第3条に規定する申請書及び事業計画書その他規則で定める書類の提出を求めるものとする。

（使用の承認等）

**第3条** 体育センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認を与える場合において、体育センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をせず、又は既に与えた承認を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めるとき。
- （3） その他指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

（利用料金の納入）

**第3条の2** 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、利用

料金を指定管理者に納入しなければならない。

(利用料金の設定基準等)

**第3条の3** 前条の利用料金は、別表に規定する利用料金設定基準により、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、利用料金の額、納入方法、減免等について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認をしたときは、その内容について速やかに告示するものとする。

(原状回復)

**第4条** 使用者は、体育センターの使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

(損害賠償)

**第5条** 使用者は、施設又は器具等を破損し、又は滅失したときは、指定管理者が定める額を賠償しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、これを免除することができる。

(委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成4年9月1日から施行する。

#### 附 則 (平成6年3月30日条例第9号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成12年3月31日条例第78号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成16年9月21日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に4条を加える改正規定(第2条の5に係る部分に限る。)及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市地区体育センター条例第3条第1項の規定により承認を受けている者は、この条例による改正後の旭川市地区体育センター条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項の規定により承認を受けたものとみなす。

3 改正後の条例第3条の3の規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

**附 則**（平成17年12月15日条例第86号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の旭川市地区体育センター条例別表の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年12月20日条例第67号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年6月28日条例第55号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年8月19日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の旭川市水泳プール条例（以下「廃止前の条例」という。）別表に規定する回数券は、施行日以後においても、旭川市総合体育館条例（昭和54年旭川市条例第16号）に規定する旭川市総合体育館、旭川市地区体育センター条例（平成4年旭川市条例第20号）に規定する旭川市東地区体育センター、旭川市スケートリンク条例（昭和45年旭川市条例第42号）に規定する旭川市東部スケートリンク並びに旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）に規定する花咲スポーツ公園施設の陸上競技場、和弓場、洋弓場、プール（以下「花咲プール」という。）及びスケート場、常磐公園施設プール（以下「常磐プール」という。）、忠和公園施設体育館、東豊公園施設体育館、新富公園施設プール（以下「新富プール」という。）並びに千代の山公園施設プール（以下「千代の山プール」という。）を使用する場合に使用することができる。
- 3 廃止前の条例別表に規定する1月券（平成25年7月20日以後に発行したものに限り。）は、当該券を発行した日から起算して1月間、花咲プール、常磐プール、新富プール及び千代の山プールを使用する場合に使用することができる。

**附 則**（平成25年12月18日条例第60号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年9月13日条例第76号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の2第2号

の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市地区体育センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に承認された使用に係る利用料金については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前にこの条例による改正前の旭川市地区体育センター条例別表に規定する回数券の利用料金を収受した場合又は施行日から適用日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた利用料金（回数券の利用料金に限る。）を収受した場合における適用日以後の使用（これらの利用料金を収受した回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る利用料金については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 適用日前に旭川市総合体育館条例（昭和54年旭川市条例第16号）別表に規定する回数券の使用料を納入した場合、旭川市スケートリンク条例（昭和45年旭川市条例第42号）別表(2)に規定する回数券の使用料を納入した場合並びに旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）別表(6)に規定する花咲スポーツ公園施設の陸上競技場，和弓場，洋弓場，プール及びスケート場，常磐公園施設プール，忠和公園施設体育館，東豊公園施設体育館，新富公園施設プール並びに千代の山公園施設プールに係る共通回数券の使用料を納入した場合における適用日以後の使用（これらの使用料を納入した回数券又は共通回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る利用料金については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年3月26日条例第22号抄）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）
- 3 施行日前に旭川市総合体育館条例（昭和54年旭川市条例第16号）別表に規定する回数券の使用料を納入した者，旭川市地区体育センター条例（平成4年旭川市条例第20号）別表に規定する回数券の利用料金を納入した者又は旭川市スケートリンク条例（昭和45年旭川市条例第42号）別表(2)に規定する回数券の使用料を納入した者が，施行日以後に改正後の条例第12条第2項に規定する有料公園施設（東光スポーツ公園施設武道館に限る。）を使用する場合（当該使用料又は当該利用料金を納入した回数券を使用して使用する場合に限る。）においては，当該使用料又は当該利用料金の納入をもって，改正後の条例第18条第4項の規定により使用料を納付したものとみなす。

## 別表

### 利用料金設定基準

1 利用料金は、次に規定する額の範囲内となるように設定しなければならない。

時間区分		午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)
専用 使用	会議室	円 1,110	円 1,480	円 1,480
	研修室	210	280	280
	和室	210	280	280
	体育室	2,880	3,840	3,840
個人 使用	体育室	高校生	1回につき	150円
			回数券(6回分)	750円
		一般	1回につき	220円
			回数券(6回分)	1,100円

2 前項に定めるもののほか、葬儀使用及び備付設備の利用料金並びに暖房料等については、指定管理者が市長の承認を得て別に設定することができる。

#### 備考

- 「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- 「回数券」とは、体育センターの使用のほか、旭川市総合体育館条例（昭和54年旭川市条例第16号）に規定する旭川市総合体育館、旭川市スケートリンク条例（昭和45年旭川市条例第42号）に規定する旭川市東部スケートリンク並びに旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）に規定する花咲スポーツ公園施設の陸上競技場、和弓場、洋弓場、プール及びスケート場、東光スポーツ公園施設武道館、常磐公園施設プール、忠和公園施設体育館、東豊公園施設体育館、新富公園施設プール並びに千代の山公園施設プールを使用する場合にも使用することができるものをいう。